

有料職業紹介事業 基本契約書

本書は職業安定法に基づく有料職業紹介事業に関する契約書として

_____（以下「甲」という）と株式会社フェイストゥフェイス（以下「乙」という）との間に締結され、下記の事項を証するものである。

採用決定者：_____

第1条 （紹介手数料の範囲）

乙が甲より受け取る手数料として、求人受付手数料、一次審査（書類審査等）手数料、面接料（必要に応じて実施）及びインターネット上求人広告料は無料として、乙の紹介した求職者を甲が採用した場合のみ、乙はその介添えの有無にかかわらず、甲から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 （紹介手数料の受領）

乙が甲に紹介した採用決定者（求職者）の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む）の30%を紹介手数料（消費税別）とする。

甲は、その紹介手数料全額を乙の指定した方法（銀行振込）にて、採用決定者入社翌月の末日までに支払わなければならない。

第3条 （返還義務）

乙の紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により3ヶ月以内に退職した場合には、乙は甲に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）の退職日より1ヶ月以内に、返還しなければならない。

・1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の50%

但し、甲の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 （機密の保持）

甲乙双方共に、本業務により知り得た営業上、開発上、人事上およびその他の情報を機密とし、いかなる場合にも第三者に開示もしくは提供しないものとする。

本条は本契約の終了または解約後といえども有効とする。

第5条 （有効期間）

本契約書は契約締結日より1年間を有効期間とする。

第 6 条 （随時協議）

もし本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合は、甲と乙が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。

本契約書は 2 部作成し、2 部とも署名（記名可）捺印されるものとし、甲と乙が 1 部ずつ保有する。

年 月 日

甲：

乙：株式会社フェイストゥフェイス
厚生労働大臣認可番号：13-ユ-303515
東京都大田区千鳥 2-31-2
電話：03-375-6844
代表取締役 曾根 隆